北上市週休２日工事実施要領

（目的）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事において、週休２日を確保する工事（以下、「週休２日工事」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工事全体の一時休止及び工場製作のみを実施している期間の他、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(2)　現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。

ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

(4)　月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5)　通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

２　週休２日の達成判断は次のとおりとする。

(1)　完全週休２日（土日）とは、対象期間の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、監督職員と事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。この場合に１週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

また、曜日を跨ぐ夜間工事は、週７回の夜間の内、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休２日（

土日）を達成しているとみなす。

(2)　月単位の週休２日とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（４週８休）以上の状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、その月の週休２日を達成しているものとみなす。

(3)　通期の週休２日とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（４週８休）以上の状態をいう。

(4)　降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（対象工事）

第３条　発注者は、全ての工事を週休２日工事として発注することを原則とする。ただし、次に掲げるいずれかの条件に該当するものを除く。

(1)　社会的要請や現場条件の制約等により週休２日工事の現場閉所を行うことが困難な工事

(2)　設計金額が200万円未満の工事

(3)　現場施工期間が10日間未満の工事

(4)　その他、発注者が工程上の制約などにより週休２日工事に適さないと判断した工事

２　営繕工事については、工事発注時においては、完全週休２日（土日祝）により工期を算定するものとする。

（発注方式）

第４条　週休２日工事を発注する場合は、原則として完全週休２日（土日）によるものとするが、社会的要請や施工上の制約などにより集中的な施工が必要で現場閉所が難しい場合などにおいては、月単位の週休２日（４週８休以上）によることができる。

（実施手続）

第５条　発注者は、入札公告の際、特記仕様書等に週休２日工事の対象であることを明示するものとする。

２　週休２日の取扱いは、次のとおりとする。

(1)　受注者は、施工計画書（当初）に具体的な休日を確保した週休２日工事工程表（計画）を添付し、監督員に提出するものとする。

(2)　橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。

(3)　工事契約後、完全週休２日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合で、土日に代わる代替日の設定が困難であり現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休２日の対象外とする作業と期間を決定することができる。この際には変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休２日の対象外とする期間を設定する場合は、やむを得ない必要最小限の期間に限定するものとする。

また、この対象外とする期間においては、受注者は技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休２日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(4)　受注者は、対象期間中、休日取得状況（現場閉所実績）を記載した週休２日工事工程表（実施）を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(5)　受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、代替日を設定し、事前に発注者と協議する。なお、１週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、代替日を設定する場合は同一の週で指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行うものとする。

(6)　夜間作業などにより出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

(7)　休日と定めた日において、次に該当する場合は現場閉所日として取り扱うことができる。

ア　発注者が緊急の作業を要請した場合

イ　現場見学会等の対応を行った場合

ウ　現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合

３　受注者は、週休２日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

４　発注者は、週休２日確保の取組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が発生するような指示等は行わないものとする。

（週休２日工事の実施報告）

第６条　受注者は、工事完成届を提出する日の20日前（土日等を含む。）までに、週休２日の取組結果（現場施工未完了の場合を含む。）について、次に掲げる書類を監督職員に提示するものとする。

(1)　休日取得計画表兼実施報告書

(2)　作業日報、週報、出勤簿等の休日が確保されていることがわかる資料

２　営繕工事においては、第１項の休日取得計画表兼実施報告書及び休日が確保されていることがわかる資料については、提出を不要とし、完成検査時に当該資料を監督職員が確認するものとする。

（工事成績評定における評価）

第７条　発注者は、週休２日工事の達成を確認した場合、工事成績評定において、次のとおり評価するものとする。

(1)　完全週休２日（土日祝）の達成　評定点合計に追加で２点加点評価する。

(2)　完全週休２日（土日）の達成　評定点合計に追加で1.5点加点評価する。

(3)　月単位の週休２日の達成　評定点合計に追加で１点加点評価する。

(4)　明らかに受注者側の週休２日工事に取り組む姿勢が見られなかった場合は、評定点合計から２点の減点評価を行うものとする。

（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附　則

この要領は、令和６年10月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附　則

この要領は、令和７年10月14日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

附　則

この要領は、令和８年10月１日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。